

第2表 免許種類別処分の状況

(単位：人)(平成16年)

免許種類	処 分	免許取消	業務停止	戒 告	懲戒処分計	不懲戒	懲戒免除	合 計
海技士(航海)	一級		1	6	7	2		9
	二級			3	3			3
	三級		15	52	67	9	1	77
	四級		17	71	88	7		95
	五級		18	117	135	10		145
	六級		1	3	4	1		5
海技士(機関)	一級					1		1
	二級							
	三級		1	10	11	1		12
	四級		1	19	20	3		23
	五級		6	25	31	5		36
	六級			5	5			5
小型船舶操縦士	一級		61 (61)	366 (364)	427 (425)	19 (19)	1 (1)	447 (445)
	二級		19 (19)	106 (105)	125 (124)	9 (9)		134 (133)
	特殊							
海技士(通信・電子通信)								
水先人			3	5	8	1		9
計			143	788	931	68	2	1,001

注 1 海難審判庁資料による。

2 「懲戒免除」とは、懲戒すべきところを本人の経歴等を考慮して懲戒を免除したものである。

3 「小型船舶操縦士」の()内の数値は、特殊小型船舶操縦士免許の併有者数で、内数である。

4 「小型船舶操縦士」の「特殊」には、他の小型船舶操縦士免許との併有者は含まない。

7 外国船舶の監督の推進

STCW条約及び海上人命安全条約(SOLAS条約)に基づき、我が国に入港する外国船舶に対し、乗組

員の資格証明書、航海当直体制、操作要件(乗組員が機器等の操作に習熟しているかどうか)等に関して外国船舶の監督(PSC)を実施している。

第4節 船舶の安全性の確保

1 船舶の安全基準の整備

船舶の安全性の確保については、国際海事機関(IMO)を中心に国際的な基準が定められており、海上人命安全条約(SOLAS条約)等、船舶の構造、設備等の安全基準を船舶安全法(昭8法11)及びその関係省令において規定している。SOLAS条約において、船舶の航行の安全に係る技術革新等に対応し、常に見直しが行われており、船舶における履歴記録の設置の義務化等、我が国も国内法令の整備を行った。また、国際満載喫水線条約において強化された船首部の保護対策等に関し、我が国も国内法令の整備を行った。

2 重大海難事故の再発防止

平成12年に発生した沖合底びき網漁船「第五龍寶丸」転覆沈没事故を受け、13年に同種事故の再発防止対策及び今後の課題に関する提言を取りまとめた。この提言を受け、再発防止対策として、「漁船の復原性の明確化」、「船体構造設備の改善」及び「操業中の安全な作業、操船の実施」について漁業関係者に対し指導した。

3 危険物の安全審査体制の整備

放射性物質等危険物の海上輸送の増加及び化学工場から発生する危険物の多様化に対応し、安全審査体制の強化を図るとともに、IMOが定めた国際海上

危険物規程の国内法令への取り入れを行った。

4 船舶の検査体制の充実

近年、船舶技術の高度化やその安全性への社会的関心の高まりに的確に対応するため、外部有識者からなる「船舶安全評価委員会」を設置し、国の安全審査体制の充実強化を図った。また、海難等防止のため船舶自動識別装置（AIS）の搭載などが国際的に義務化されており、これに合わせて船舶検査体制の充実に努めた。

5 船舶の安全管理の向上

国際安全管理規則（ISMコード）が平成14年7月に完全適用になったことから、制度の円滑な実施体制の整備を図るとともに国際的な協力体制の構築に

努めた。

一方、ISMコードの強制化がなされていない内航船舶についてもISMコードと同等な認証制度（船舶安全管理認定書交付規則（平12運輸省告示274））を制定しており、この制度の実施体制の整備拡充等を図った。

6 外国船舶の監督の推進

関係国際条約に基づき、日本に寄港する外国船舶に対する監督（PSC）を実施しており、平成15年5月以降、PSCが社会的な注目を集め、その重要性が広く認識されたのを受け、引き続きPSCの実施体制及び関係機関との連携を強化し、欠陥率の高い国籍の船舶に対し、重点的にPSCを実施した。

第5節 各種船舶等の安全対策の充実

1 小型船だまり、フィッシャリーナ等の整備

(1) 小型船だまり、ポートパーク等の整備

港内における小型船舶の安全を確保するため、小型船だまり等の整備に当たっては、その利用船舶が小型であることを考慮して、より高い静穏度が確保されるよう努めた。特に、漁船等の小型船舶と大型船舶が共に利用する港湾にあっては、小型船だまり等を構内の適正な位置に整備することとし、小型船舶とその他の船舶との分類を図った。

また、港湾の秩序ある利用を図るとともに、プレジャーボートの適切な係留・保管場所を確保するため、既存の静穏水域や護岸前面等を活用し、必要最低限の施設を備えた簡易な係留施設であるポートパークの整備を推進するとともに、プレジャーボートの安全な活動拠点となるマリーナ等の整備を促進した。

(2) フィッシャリーナ等の整備

漁港においては、防波堤等の外郭施設、航路泊地等の水域施設の整備を推進し、漁船等の安全の確保が図られるよう努めた。また、プレジャーボート等と漁船とのトラブル等を防止するため、新たに静穏水域を確保しプレジャーボート等を分離・収容する

ための施設等を整備する漁港利用調整事業を行うとともに、漁港内の既存の静穏水域を有効活用してプレジャーボート等の収容を図るための施設等を整備する漁港高度利用促進対策事業を実施し、漁港の秩序ある利用を図った。

(3) 係留・保管能力の向上と放置艇に対する規制措置

近年、様々な問題が顕在化している放置艇対策として、ポートパークの整備等の係留・保管能力の向上と併せて、港湾法に基づく船舶の放置等を禁止する区域の指定等、公共水域の性格や地域の実情に応じた適切な規制措置の実施を推進した。

また、小型船舶の所有権の公証及び放置艇対策を目的とした小型船舶の登録等に関する法律（平13法102）が平成13年に公布、14年4月1日に施行された。

さらに、マリーナなどプレジャーボートの係留・保管場所やビジターバス等に関する情報サイトにより、利用者へ情報提供を図るなど、安全、快適かつ適正なプレジャーボートの利用環境の整備を促進した。